

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職の 役員の数 (人)	公益法人の場合			備 考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
1 阿倍野公共職業安定所積算熱量計更新工事 大阪市阿倍野区文の里1-4-2 R3.2.1~R3.3.29	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 金谷 雅也 大阪市中央区大手前4-1-67	R3.2.1	(株)阪神設備工業所 兵庫県尼崎市南初島町10-149	31400010 50696	会計法第29条の3第5項及び 予算決算及び 会計令第99条 第2号	2,068,000	1,760,000	85.1%	-	-	-	-	
2 大阪労働局休業支援金集中処理センター電源工事 大阪市中央区北久宝寺町3-3-8 R3.2.1~R3.3.29	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 金谷 雅也 大阪市中央区大手前4-1-67	R3.2.1	東洋ビルメンテナンス(株) 大阪市中央区高麗橋1-5-2	71200010 67813	別紙1参照	1,384,900	1,210,000	87.4%	-	-	-	-	
3 大阪労働局休業支援金集中処理センター移転に伴う電話設備移設工事 大阪市中央区北久宝寺町3-3-8外 R3.2.1~R3.3.29	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 金谷 雅也 大阪市中央区大手前4-1-67	R3.2.1	東亜通信(株) 大阪市西区西本町1-1-2-7	41200010 67601	会計法第29条の3第5項及び 予算決算及び 会計令第99条 第2号	1,472,900	1,383,800	94.0%	-	-	-	-	
4 大阪労働局休業支援金集中処理センターLAN配線工事 大阪市中央区北久宝寺町3-3-8 R3.2.1~R3.3.29	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 金谷 雅也 大阪市中央区大手前4-1-67	R3.2.1	(株)アケボノクラウド 東大阪市長田中4-5-6	61200010 58877	会計法第29条の3第5項及び 予算決算及び 会計令第99条 第2号	1,562,000	1,372,800	87.9%	-	-	-	-	
5 大阪西公共職業安定所エレベーター改修等工事 大阪市港区南市岡1-2-34 R3.2.15~R3.3.31	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 金谷 雅也 大阪市中央区大手前4-1-67	R3.2.15	東芝エレベーター(株)関西支社 大阪市阿倍野区阿倍野筋1-1-43	50107010 06785	別紙2参照	7,372,200	6,802,400	92.3%	-	-	-	-	
6 梅田公共職業安定所外9件空調設備修繕等工事 大阪市北区梅田1-2-2 R3.2.15~R3.3.31	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 金谷 雅也 大阪市中央区大手前4-1-67	R3.2.15	(株)阪神設備工業所 兵庫県尼崎市南初島町10-149	31400010 50696	会計法第29条の3第5項及び 予算決算及び 会計令第99条 第2号	2,376,000	2,052,600	86.4%	-	-	-	-	
7 大阪労働局第1庁舎9階事務室改修工事 大阪市中央区大手前4-1-67 R3.2.22~R3.3.22	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 金谷 雅也 大阪市中央区大手前4-1-67	R3.2.22	株式会社フレイム 大阪市阿倍野区昭和町2-1-5	41200010 70092	会計法第29条の3第5項及び 予算決算及び 会計令第99条 第2号	1,709,400	1,408,000	82.4%	-	-	-	-	
8 梅田公共職業安定所外5件電話設備工事 大阪市北区梅田1-2-2 R3.2.24~R3.3.31	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 金谷 雅也 大阪市中央区大手前4-1-67	R3.2.24	東亜通信(株) 大阪市西区西本町1-1-2-7	41200010 67601	会計法第29条の3第5項及び 予算決算及び 会計令第99条 第2号	1,322,100	1,127,500	85.3%	-	-	-	-	

契約件名及び数量	大阪労働局休業支援金集中処理センター電源工事
随意契約によることとした理由	大阪労働局休業支援金集中処理センターについては令和3年3月をもって移転することとなったが、移転後も引き続き業務を行うにあたり電源工事を行う必要があった。施工にあたって、建物の所有者である株式会社シモジマに申し出たところ、東洋ビルメンテナンス株式会社を施工業者として指定されたことから、会計法第29条の3第4項契約の性質または目的が競争を許さない場合として、当該相手方と随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記の理由により競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	大阪西公共職業安定所エレベーター改修工事
随意契約によることとした理由	<p>大阪西公共職業安定所エレベーターの建築基準法施行令第129条の10第3項2号及び建築基準法施行令第129条の4第3項第3号外耐震対策の既存不適格を解消するため、地震時管制運転装置及び耐震補強をすることとなった。</p> <p>地震時管制運転装置及び既存不適格に関する耐震補強については、エレベーターの製造業者が自社エレベーター向けの仕様で国土交通省大臣の認定を取得していることから、製造業者以外の設置は不可能である。</p> <p>よって、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合として、当該相手方と随意契約を行うこととした。</p>
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	